

令和 8 年度

徳島県市町村総合事務組合徳島滞納整理機構特別会計予算書

令和8年度徳島県市町村総合事務組合徳島滞納整理機構特別会計予算

令和8年度徳島県市町村総合事務組合の徳島滞納整理機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用

令和8年2月20日 提出
同日原案可決

徳島県市町村総合事務組合
管理者 古川保博

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 負担金		63,003
	1. 市町村負担金	63,003
2. 県支出金		7,000
	1. 県補助金	7,000
3. 繰越金		987
	1. 繰越金	987
4. 諸収入		10
	1. 雑入	10
歳入合計		71,000

1. 款 徳島滞納整理機構運営費

総組機構

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 徳島滞納整理機構運営費		71,000
	1. 徳島滞納整理機構運営費	71,000
歳 出 合 計		71,000